

令和2年5月14日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言の対象地域から島根県が除外されました。

これにより、同日12時30分に行った特措法第45条第2項の施設の使用停止（休業）の要請を解除することとし、この要請に伴い公表した施設名及び所在地の記載を含む知事メッセージは5月14日に削除しました。